

意見書

東ネサ企第 08-65 号
平成 21 年 1 月 15 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号 163-8019
とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住所 東京都新宿区西新宿 3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきかいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書案の公表及び本案に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

[Redacted signature area]

【別紙】

「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書案に対する意見は以下の通りです。

第2章 IP化の進展に対応した電気通信主任技術者のスキルについて

ネットワークの安定かつ円滑な運用に向け、電気通信主任技術者に求められるスキル・知識の標準となる「スキル標準」を作成し、広く公開することは電気通信業界全体の品質・信頼性の向上、更には当該資格を目指す受験者に対し効果的であると考えます。

第3章 IP化の進展に対応した電気通信主任技術者資格試験等の見直しについて

3-1 国家試験の試験科目等の見直しについて

IP化の進展に伴い、従来の電気通信主任技術者資格試験内容にIP系知識を問う問題を強化することは適切であると考えます。

第4章 電気通信主任技術者資格の取得インセンティブ高揚策等について

4-3 資格取得インセンティブの高揚策について

「科目合格者に対する試験免除期間の2年から3年への延長」は電気通信主任技術者資格取得を目指す受験者においては、大きなインセンティブであり、かつ、取得者数増に繋がることから、実現を強く期待いたします。

第5章 IP化の進展に対応したネットワーク管理について

5-1-2 電気通信主任技術者の選任基準の見直し（実務経験の考慮）について

IP化の進展に伴い、ネットワークの全体の管理・監督するスキルがより重要になるとともに、当該スキルを保有する主任技術者を「ネットワークを集中監視する事業場」に配置することについては望ましいと考えます。

また、『新資格』の創設に伴う当該事業場に選任される電気通信主任技術者に求められる実務経験は、電気通信主任技術者資格取得以降の実務経験が望ましいと考えます。

なお、実務経験を踏まえた『新資格』取得者においては、建設業法における「監理技術者資格」等が取得できることが受験者におけるインセンティブ向上に寄与すると考えられます。あわせて、そのようなインセンティブを沸かせる上位資格については、線路種からの新資格への途も開いていただく議論を進めることを強く要望致します。

第6章 端末設備等のセキュリティ対策について

IPネットワークの信頼性向上の観点、並びに利用者保護を目的とし、セキュリティを担保していくことについては、特に異論はございません。

そのためには、まず端末機器開発ベンダ・メーカーにおいて、端末機器そのものの初期設定時におけるセキュリティ機能の担保等について検討することが、セキュリティ性全体を大きく底上げすることになり、全利用者通信保護の観点から望ましいのではないかと考えられます。

また、当該議論については、昭和60年に端末区間が開放され、電気通信事業者設備とは明確に区分された端末設備箇所における検討であることから、端末機器開発ベンダ・メーカーの皆様を含め、①接続工事の有無に限らず、セキュリティ設定作業時に必要もしくは

望ましいとされる民間資格も含めた資格種別 ②接続工事とあわせて実施するセキュリティ設定時における例外規定 等に関わる議論が必要ではないかと考えます。なお、当該議論において整理された結果の実施に際しましては、経過措置としてご検討頂くなどご配慮をお願い致します。

以上